

議案第 21 号

橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 24 年 11 月 26 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例(平成18年橋本市条例第136号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(支給対象者) 第3条 この条例に定める乳幼児医療費の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者であり、かつ、市の区域内に住所を有する乳幼児(以下「対象乳幼児」という。)の保護者をいう。ただし、次に掲げる者は除く。</p> <p>(1) 乳幼児の生計を維持する程度の高い者の前年(1月から7月までの間に新たに次条の認定を受けようとする場合には、前々年をいう。以下同じ。)の所得(児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第2条及び第3条の規定により算出して得た額)が、別表に定める額以上の者</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(支給対象者) 第3条 この条例に定める乳幼児医療費の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者であり、かつ、市の区域内に住所を有する乳幼児(以下「対象乳幼児」という。)の保護者をいう。ただし、次に掲げる者は除く。</p> <p>(1) 乳幼児の生計を維持する程度の高い者の前年(1月から7月までの間に新たに次条の認定を受けようとする場合には、前々年をいう。以下同じ。)の所得(児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第11条において準用する同政令第1条から第3条までの規定により算出して得た額)が、別表に定める額以上の者</p> <p>(2)・(3) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。